

令和3年度（第73回）長崎県高等学校総合体育大会宿泊要項

1. 目的 この要項は、令和3年度（第73回）長崎県高等学校総合体育大会の宿泊業務を円滑にすることを目的とする。
2. 総則 (1)この要項の適用対象は、令和3年度（第73回）長崎県高等学校総合体育大会に参加する選手・監督及び引率責任者とする。
(2)宿泊申込は、必ず、11の申込先へ申し込むこと。
(直接、宿泊施設へ予約申込みすることは厳禁とする)
3. 宿泊基準 学校所在地との距離や交通事情等を考慮し、下記のとおりとする。

会場地	長崎	諫早	大村	島原・雲仙	佐世保・川棚・平戸・松浦
	総合開会式 テニス バスケットボール 体操・新体操 ソフトボール ボクシング ヨット ボート ライフル射撃 水泳・水球 アーチェリー カヌー	陸上競技 剣道 柔道 ウェットリフティング フェンシング	卓球 弓道 ラグビー	バレーボール レスリング 登山	サッカー バドミントン ハンドボール ソフトテニス 自転車 少林寺拳法 相撲 空手道 ホッケー なぎなた
長崎	×	×	△	△	△
佐世保	△	△	△	△	×
諫早	×	×	×	×	△
大村	△	×	×	△	△
島原	△	×	△	×	△
平戸	△	△	△	△	×
松浦	△	△	△	△	×
雲仙	△	×	×	×	△
南島原	△	×	△	×	△
西海	△	△	△	△	△
西彼杵	×	×	×	△	△
東彼杵	△	×	×	△	×
北松浦	△	△	△	△	×
島地区	○	○	○	○	○

(注1) ○宿泊可 ×宿泊不可 △地理的条件を考慮して各学校にて決定する。

(注2) 登山は別に取り扱う。

4. 宿泊割当の基本条件 (1)初日の宿泊をキャンセルした場合、キャンセル料は宿泊代金全額(100%)とし、当該宿舎に支払うこととする。
(2)宿泊は、各学校の希望により学校単位または部単位に割当ててを原則とする。
(3)風紀・衛生及び防火避難上支障があると認められる宿泊施設には割当てをしない。

5. 申込方法 校長の責任のもと、各学校より会場地宿泊申込画面より必要事項を入力すること。

WEBエントリーシステム <https://kousoutai.m-nagasaki.jp/index/login>

※申込に際しては、学校代表者にあらかじめお渡ししている、ログインIDとパスワードが必要です。

6. 決定通知 配宿決定後、担当旅行会社から当該校あてに連絡。

7. 宿泊料金 7,000円（1泊2食、税・奉仕料込等を含む）を上限とする。

	Aランク	Bランク	Cランク
1泊2食	7,000円	6,500円	6,000円
1泊朝食	5,900円	5,500円	6,100円
1泊素泊	5,400円	5,000円	4,600円

※宿舎はB・Cランクについては施設の設備等、Aランクに比べて劣る場合があるので予めご了承頂きたい。

※宿泊ランクは、A又はBCで記入の事（ただし各地区共、BCランクの宿舎はかなり少ない為、希望にそえない場合はAランクへの宿泊となる）

8. 宿泊料金の支払について 宿泊料金については引率責任者が宿泊施設へ直接現金にて支払う事とする。

9. 宿泊申込取り消し変更等
(1) 宿泊締切日（5月21日）までの変更については速やかにWEBエントリーシステムにて変更入力すること。（宿泊締切後は操作不可）
(2) 宿泊締切後、総合開会式前までの宿泊人員の変更については、変更発生後、速やかに11の申込先へ連絡すること。（配宿前の場合は確認画面、配宿後の場合は決定通知書を印刷の上、FAXもしくはメールにて行う。電話受付不可）
(3) 宿泊予納金は必要としない。

10. 取消料
(1) 初泊の取消については6月1日（火）より宿泊料全額（100%）発生する（初泊とは宿泊日に関わらず予約申込の最初の宿泊日を指す）
（試合の結果により初泊の宿泊を取消す場合についても100%取消料が発生する）
(2) 試合の結果による2泊目以降の取消料は以下のとおりとする

宿泊日当日 12:00まで	宿泊日当日 12:00～15:00	宿泊日当日 15:00以降	無連絡の場合
無料	宿泊料金の 50%	宿泊料金の 全額（100%）	宿泊料金の 全額（100%）

11. 申込先 名鉄観光サービス(株)長崎支店 担当者：品川・樺嶋
〒850-0033 長崎市万才町4-15 日本生命ビル新館4階
TEL(095)824-1200 FAX(095)824-1976
Eメール: nagasaki-kosotai@mwt.co.jp
WEBエントリーシステム <https://kousoutai.m-nagasaki.jp/index/login>

12. 申込締切日 令和3年5月21日（金）正午までに必着のこと
（注意：正午の時点でシステムが閉鎖します）

13. その他
(1) 要項に記載していない事項は、当該宿舎との話し合いで解決すること。
(2) 駅伝は別途定める。